

## 公益財団法人横浜市体育協会が運営している駐車場について

### 1 横浜市体育協会が運営している駐車場に関する新聞報道（4月・5月）の要旨

- (1) 横浜市体育協会が実施している一般駐車場（月極、時間貸し）の運営において、市有地の使用料や貸付料を減免することで収益を上げさせている。
- (2) その収益がプール事業の赤字の補填に充てられており、プール事業の構造がわかりにくくなっている。

### 2 新聞報道の要旨に対する見解

- (1) 平成23年度は、駐車場事業では約4千万円の収益があるのに対し、プール事業では、約1億5千万円の赤字となっており、駐車場事業の収益は、プール事業の赤字に充てています。
- (2) 採算性の低い公益事業を補完するため、収益事業も行い、収支の均衡が図られるよう工夫しているものと理解しています。  
なお、公益法人と収益事業の関係については、公益目的事業の比率が50%を超えていれば、法律上の問題はないと承知しています。

### 3 今後の対応

今後、財政局の検討により明確化される基準を踏まえて、駐車場ごとに減免の継続、見直しを検討していきます。

#### 【参考1】横浜市体育協会が無償貸付等を受けて運営している一般駐車場一覧

(単位:円)

施設名	所在地	土地所管局	減免の状況	運営開始年	運営形態	H23収入	H23支出	H23収支差額
① 根岸駐車場	磯子区西町17-1	市民局	全額減免	昭和41年	月極	19,158,377	66,235	19,092,142
② 新横浜北駐車場	港北区新横浜3-12-2	都市整備局	全額減免	平成元年	時間貸・月極	18,299,915	4,081,049	14,218,866
③ 新横浜駐車場	港北区新横浜3-25-4	都市整備局	全額減免	平成元年	時間貸・月極	18,993,842	20,817,978	△1,824,136
④ 馬場町駐車場	鶴見区馬場7-18	道路局	全額減免 (24年度まで)	昭和61年	月極	7,011,411	969,743	6,041,668
⑤ 東神奈川駐車場	神奈川区東神奈川2-49-2	道路局	全額減免 (24年度まで)	昭和59年	月極	1,500,006	22,144	1,477,862
合 計						64,963,551	25,957,149	39,006,402

#### 【参考2】公益法人の公益の公益目的事業比率

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（抜粋）

（公益目的事業比率）

第15条 公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率（第1号に掲げる額の同号から第3号までに掲げる額の合計額に対する割合をいう。）が100分の50以上となるように公益目的事業を行わなければならない。

- 1 公益目的事業の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額
- 2 収益事業等の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額
- 3 当該公益法人の運営に必要な経常的経費の額として内閣府令で定めるところにより算定される額